



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年7月9日
福島地方気象台

福島県の大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準の見直しについて

福島県で大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準を適用している市町村等について、令和3年7月15日13時から暫定基準を廃止または適用範囲を市町内全域から市町内の一部の領域（1km格子単位）に限定します。

福島県の大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、「令和元年東日本台風」や「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、一部市町村で通常基準より引き下げた暫定基準を適用しています。

今般、河川施設等の復旧状況を確認した結果、以下のとおり「令和元年東日本台風」による暫定基準はすべて廃止し、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」による大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準は、市町内全域としていた適用範囲を水害に対して脆弱性が残る一部の領域（1km格子単位）に限定します。

なお、大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準の通常基準に対する割合（7割）は変更ありません。

1 基準変更日時

令和3年7月15日13時

2 「令和元年東日本台風」による洪水警報・注意報の暫定基準を廃止する市町村等
福島市、伊達市、桑折町、郡山市、本宮市、鏡石町、白河市、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、浅川町、相馬市、新地町、広野町、檜葉町、葛尾村、いわき市、郡山市湖南

3 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」による大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準の適用範囲を見直す市町
南相馬市、浪江町、富岡町

※詳細については別紙参照

問合せ先：福島地方気象台 担当 水害対策気象官 上澤
電話 024-534-0321 FAX 024-534-0383

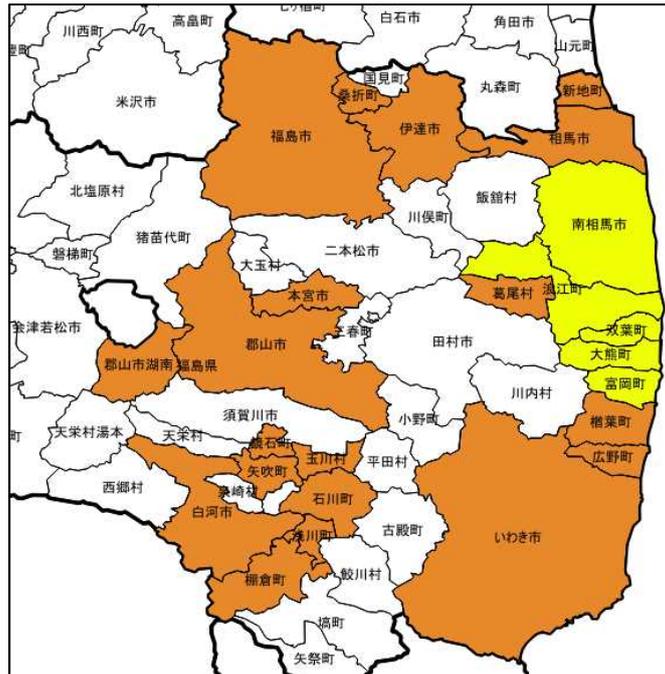


図1 暫定基準適用状況

朱色：令和元年東日本台風による洪水警報・注意報暫定基準適用市町村等

黄色：平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報暫定基準適用市町

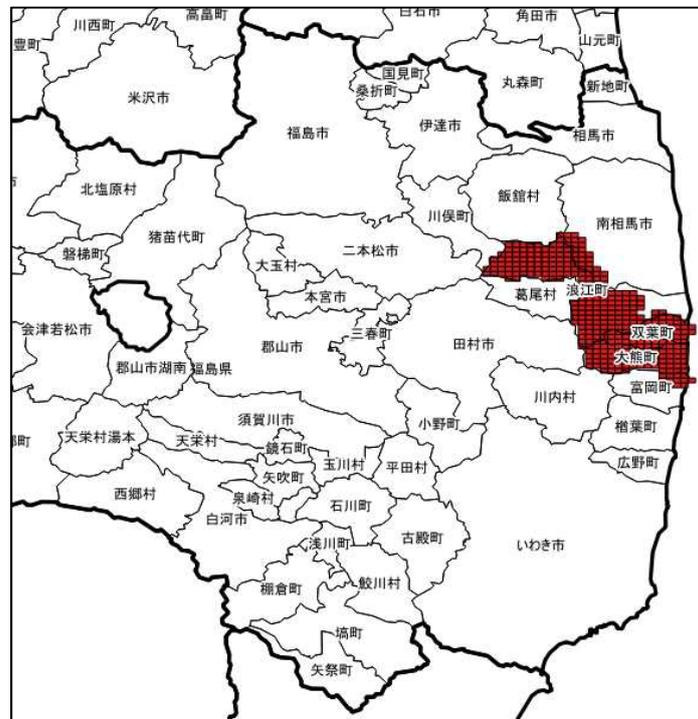


図2 令和3年7月15日13時以降

茶色：平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準を継続する領域（1km 格子単位）